

ファンのみなさま
関係者各位

平成 24 年 5 月 16 日
株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー

河本準一に関する一部報道について

現在、弊社所属タレントの「河本準一」に関し、河本の親族が生活保護費の不正受給を受けているかのような週刊誌の記事やインターネット上の風説が流布されており、これについて、世耕弘成、片山さつき両参議院議員が問題視しているなどの報道がございます。

弊社としては、河本の親族が生活保護費の受給を受けているという重大なプライバシー情報が報道されていること自体、重大な人権侵害であると考えており、河本の親族の生活状況や河本の収入の状況、親族への扶養の内容等の詳細な事情についての説明は、ご容赦いただきたいものと考えております。

しかしながら、河本本人の収入については一説に述べられているような高額なものではなく、時期によって大きく上下しております。また、様々な事情から生活の援助を行わなければならない親族が複数いるなかで、浮き沈みの激しい業界に身を置きつつ、親族全員に対して将来にわたっても安定的な援助を行えるかどうか、見通しが非常に難しかったという事情もございます。生活保護費の支給については、河本が無名の時代に開始されたものでありますが、河本本人は、なるべく親族に負担をかけることがないよう、そして、いつかは生活保護に頼ることなく自分の力だけで養っていける状況にできるよう、担当の福祉事務所などとも相談しながら、懸命に努力してまいりました。現在は、生活保護費を受給しておりません。

このような中、一連の報道が始まりました。多くの報道機関はプライバシーに配慮して実名を伏せていたようですが、一部の心ないネット媒体で実名が報じられるに至り、二名の国会議員は、当該ネット記事を前提に河本を名指しで非難し、本件を大きく取り上げるようになりました。国会議員の先生方が、本件を政策論として議論することについて弊社及び河本が申し上げることはございませんが、河本の親族側の事情も十分に確認しないままに実名をもって個人に対する批判的な発言をなされたことについては、非常に悲しいことであると感じております。

本件に関する事情は以上のとおりであります。河本本人及びその親族において、生活保護費の不正受給のそしりを受けるような違法行為が存在しないことについては、ここに、あらためてお伝えいたします。

上記のとおり、本件は個人の重大なプライバシー上の問題であり、今回のような発表を強いられる状況におかれていること自体、河本本人においても、河本の親族においても、大きな精神的負担となっていることをご理解いただき、今後、マスコミ各社及び両参議院議員においては、人権に配慮した冷静な対応をいただくことを強く望みます。

今後は、管轄の福祉事務所や両参議院議員にもご説明のうえ、行政からの何らかの指導があるようであれば、これについても適切に対処してまいる所存です。

ファンのみなさま、関係者のみなさまにおかれましては、大変ご心配をおかけしておりますが、今後とも、変わらぬご声援、ご支援を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上